

草津市桜憲章

わたくしたち草津市民は、美しい郷土を愛し、未来へ発展していくために、桜憲章を制定します。花びらが集まって桜の花となるように、多くの力を合わせて実践します。

- 一、桜を愛するようには、すべての自然と人、伝統を愛し、生きる喜びにあふれた、美しいまちをつくりまします。
 - 一、桜を育てるようには、大きな慈しみをもって次の世代を育て、磨かれた心と体で、暖かなぬくもりのあるまちをつくりまします。
 - 一、桜を創りだしたように、未来を創り、自由な発想で、人の行き交うまちをつくりまします。
- 愛し、育て、創りだす力を発揮するためには、互いの違いを認め合い、尊重する豊かな心を保ちまします。互いの違いを認め合い、尊重する豊かな心を保ちまします。互いの違いを認め合い、尊重する豊かな心を保ちまします。

平成十八年三月一日制定



市では、市議会から「桜並木を生かしたまちづくり」を進めていくとの政策提言を受け、平成18(2006)年3月1日、全国の市で初めて「桜」を冠した「草津市桜憲章」を制定しました。未来の世代にこの美しい桜のまちを引き継いでいくため、企業や団体、まちに関わるみんなが協力し合って取り組むことをめざしています。

